

## 「古事記を読む I」

—日本書紀と比較しつつ（成立過程等）—

群馬県立女子大学 北川和秀

前橋市中央公民館

①  
臣安萬侶言す。

(中略 日本歴史の要約、天武天皇の事績)

是に、天皇詔りたまひしく、朕聞く、諸家の賣てる帝紀と本辞と、既に正実に違ひ、多く虚偽を加へたり。今の時に当りて其の失を改めずは、幾年も経ずして其の旨滅びなむとす。斯れ乃ち、邦家之經緯、王化之鴻基なり。故、惟みれば、帝紀を撰び録し、旧辞を討ね竊め、偽を削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふとのりたまひき。時に舍人あり。姓は稗田、名は阿礼、年は廿八。人となり聰明くて、目に度り口に誦み、耳に払るれば心に勒す。即ち、阿礼に勅語して、帝皇日繼と先代旧辞とを誦習はじめたまひき。然あれども、運移り世異りて、未だ其の事を行ひたまはずき。

(中略 元明天皇の事績)

焉に、旧辞の誤忤へるを惜み、先紀の謬錯れるを正さむとして、和銅四年九月十八日に、臣安萬侶に詔して、稗田阿礼が誦める勅語の旧辞を撰び録して献上らしむといへれば、謹みて詔旨の隨に、子細に採り摭ひぬ。然あれども、上古の時は、言と意と並に朴にして、文を敷き句を構ふること、字に於ては難し。已に訓に因りて述べたるは、詞心に逮ばず。全く音を以ちて連ねたるは、事の趣更に長し。是を以ちて、今、一句の中にもあれ、音と訓とを交へ用ゐ、一事の内にもあれ、全く訓を以ちて録しぬ。即ち、辞理の見え凹きは、注を以ちて明し、意況の解り易きは、更に注せず。亦、姓に於て日下を、玖沙訶と謂ふ。名に於て帶の字を、多羅斯と謂ふ。如此の類は、本の隨に改めず。大抵記せるは、天地の開闢けしより始めて、小治田御世に訖る。故、天御中主神より以下、日子波限建鷦草葺不合命より以前を、上巻とし、神倭伊波礼毗古天皇より以下、品陀御世より以前を、中巻とし、大雀皇帝より以下、小治田大宮より以前を、下巻とす。并せて三巻を録して、謹みて獻上る。臣安萬侶、誠に惶き誠に恐まり、頓々首々。

和銅五年正月廿八日

正五位上勲五等太朝臣安萬侶

(古事記序)

# 左京西條坊後位下勤五等太朝臣安萬侶墓誌 年七月六日卒之 養父七年十二月十五日乙巳

(太安萬侶墓誌)

③民部卿從四位下太朝臣安麻呂卒しぬ。 (続日本紀 養老七・七・七)

④皇太子・嶋大臣、共に議りて、天皇記及び国記、臣連伴造國造百八十部並て公民等の本記を録す。 (日本書紀推古二八是歲) 620

⑤蘇我臣蝦夷等、誅されむとして、悉に天皇記・国記・珍宝を焼く。船史惠尺、即ち疾く、焼かるる国記を取りて、中大兄に奉獻る。 (日本書紀皇極四・六・一三) 645

⑥天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿雲連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。大嶋・子首、親ら筆を執りて以て録す。…… (日本書紀天武一〇・三・一七) 681

⑦十<sub>とをあまりやつ</sub>八<sub>うぢ</sub>の氏<sub>うぢ</sub>大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穗積・阿曇。に詔して、其の祖等の墓<sub>おやじどもおくつきのふみ</sub>記を上進らしむ。 (日本書紀持統五・八・一三) 691

⑧從六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂に詔して、國史を撰せしめたまふ。

(続日本紀和銅七・二・一〇) 714

⑨是より先、一品舍人親王、勅<sub>みことのり</sub>を奉けたまはりて、日本紀を修む。是に至りて功成りて奏上<sub>さしあ</sub>ぐ。紀卅卷系図一巻なり。 (続日本紀養老四・五・一一) 720

⑩詔して曰<sub>のたま</sub>はく、「文人・武士は國家の重みする所なり。医ト・方術は古今、斯れ崇ぶ。百僚の内より学業に優遊し師範とあるに堪ふる者を擢<sub>ぬきいだ</sub>して、特に賞賜を加へて後生を勧め励すべし」とのたまふ。因て、明經第一の博士從五位上鍛冶造大隅・正六位上越智直広江に、各純廿疋、糸廿絹、布卅端、鍼廿口を賜ふ。第二の博士正七位上背奈公行文・調忌寸古麻呂、從七位上額田首千疋、明法の正六位上箭集宿祢虫万呂、從七位下塙屋連吉麻呂、文章の從五位上山田史御方、從五位下紀朝臣清人・下毛野朝臣虫麻呂、正六位下樂浪河内に、各純十五疋、糸十五絹、布卅端、鍼廿口。…… (続日本紀養老五・一・二七) 721

七七七七七七七七七七七七七七七七七六六六六六六六六六六六六六六 一一二一一一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇九九九九九九九八八八八八八八八 三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一								六六六六六六六 七七七六六六六 三二一〇九八七		六六六六 四四四四 七六五四		六六六六六六六六 二二二二二二二 八七六五四三二二二		西曆		
養靈和慶大文持朱 老龜銅雲寶武統鳥 七六五四三二元二元七六五四三二元四三二元三二元四三二元〇九八七六五四三二元元四三二一〇								天天 武智 二元〇九八七六		大皇 化極 三二元三		推古 三三三三三三二二 六五四三二一〇九八		年号		
元正元明文武持統 長屋王不藤比原等石麻上呂多治島比高皇子								天武天智		孝德 中大皇子兄		推古 蘇我蝦夷		天皇		
太安麻呂没 【⑩⑨】 学者日本に書紀賜撰進 養老律令成立 【風古平 ⑧土事多城 紀記記胡京 清撰撰碑に 人進進遷都 等のに詔 國史を編纂させる】								藤原宮に遷都 大大宝律令を施行定		八色の姓を制定 【⑦十八氏に墓記を提出させる】		壬天智天乱没 【*⑥稗田書阿纂開始 下命もこの前後か】 飛鳥淨御原宮に遷都		大化改新 【⑤天皇記・国記焼ける。国記救出】 近江大津宮に遷都		聖德太子没 蘇我馬子没 蘇我馬子没 【④天皇記・国記編纂】 事項

・ 天地初発之時、於高天原成神名、天之御中主神。訓高下天云阿麻。下効此。次、高御產巢日神。次、神產巢日神。此三柱神者、並独神成坐而、隱身也。

次、國稚如浮脂而、久羅下那州多陀用弊流之時、流字以上十字以音。如葦牙因萌騰之物而成神名、宇摩志阿斯訶備比古遲神。此神名以音。次、天之常立神。訓常云登許。訓立云多知。此二柱神亦、並独神成坐而、隱身也。

上件五柱神者、別天神。

次、成神名、國之常立神。訓常立亦如上。次、豊雲上野神。此二柱神亦、獨神成坐而、隱身也。次、成神名、宇比地迹上神。次、妹須比智迹去神。此二神名以音。次、角杙神。次、妹活杙神。二柱。次、意富斗能地神。次、妹大斗乃弁神。此二神名亦以音。次、於母陀流神。次、妹阿夜上訶志古泥神。此二神名皆以音。次、伊耶那岐神。次、妹伊耶那美神。此二神名亦以音如上。上件自國之常立神以下、伊耶那美神以前、并称神世七代。上二柱独神各云一代。次双十神、各合二神云一代也。

・ 天地初めて發りし時に、高天原に成りし神の名は、天之御中主神。高の下の天を訓みて阿麻と云ふ。下此に効へ。次に、高御產巢日神。次に、神產巢日神。此の三柱の神は、並独神と成り坐して、身を隠したまひき。

次に、國稚く浮ける脂の如くして、久羅下那州多陀用弊流時、流の字以上十字音を以ゐる。葦牙の如く萌え騰る物に因りて成りし神の名は、宇摩志阿斯訶備比古遲神。此の神の名は音を以ゐる。次に、天之常立神。常を訓みて登許と云ふ。立を訓みて多知と云ふ。この二柱の神も、並独神と成り坐して、身を隠したまひき。

上の件の五柱の神は、別天神ぞ。

次に、成りし神の名は、國之常立神。常・立を訓むこともまた上の如し。次に、豊雲野神。この二柱の神も、獨神と成り坐して、身を隠したまひき。次に、成りし神の名は、宇比地迹神。次に、妹須比智迹神。この二神の名は音を以ゐる。次に、角杙神。次に、妹活杙神。二柱。次に、意富斗能地神。次に、妹大斗乃弁神。この二神の名も音を以ゐる。次に、於母陀流神。次に、妹阿夜訶志古泥神。この二神の名は皆音を以ゐる。次に、伊耶那岐神。次に、妹伊耶那美神。この二神の名も音を以ゐること上の如し。

上の件の國之常立神より以下、伊耶那美神より以前を、并せて神世七代と称ふ。上の二柱の独神は各一代と云ふ。次に双十神は、各二神を合せて一代と云ふ。

[一の〇]

古に天地未だ剖れず、陰陽分れざりしとき、渾沌まろかれたること鶏子の如くして、溟涬ほのかにして牙を含めり。其れ清陽なるものは、薄靡たなびきて天と為り、重濁おもくにじれるものは、淹滯つつて地と為るに及びて、精妙なるが合へるは搏わらがり易く、重濁おもくにじれるが凝りたるは竭かたまり難し。故に天先づ成りて地後に定る。然して後に、神聖、其の中に生れます。故曰はく、開闢あめつちひらくる初に、洲壤まろかの浮れ漂へること、譬へば游魚の水上に浮けるが猶し。時に、天地の中に一物生れり。状葦牙の如し。便すなはち神と化なれる。國常立尊と号す。至りて貴きをば尊と曰ふ。自余をば命と曰ふ。並に美粧等と訓ふ。下皆此に效へ。次に國狭槌尊。次に豊斟渟尊。凡て三の神ます。乾道獨化す。所以に、此の純男を成せり。

【一の1】

あるふみ  
一書に曰はく、天地初めて判るるときには、一物虚中そらのなかに在り。状貌言ひ難し。其の中に自づからに化生なりいづる神有す。國常立尊と号す。亦は國底立尊と曰す。次に國狭槌尊。亦は國狹立尊と曰す。次に豐國主尊。亦は豊組野尊と曰す。亦は豊香節野尊と曰す。亦は浮經野尊と曰す。亦は豊國野尊と曰す。亦は豊齧野尊と曰す。亦は葉木國野尊と曰す。亦は見野尊と曰す。

[一の二]

一書に曰はく、古に國稚しく地稚しき時に、譬へば浮うかへる膏あぶらの猶くして漂蕩ごよへり。時に、國の中に物生れり。状葦牙ぬいの抜け出いでたるが如し。此に因りて化生づる神有す。可美葦牙彦舅尊うましあしかびひこおのみことと号す。次に國常立尊。次に國狹槌尊。葉木国、此をば播は拳矩尔こくにと云ふ。可

[一の三]

一書に曰はく、天地混まづかれ成る時に、始めて神人み有す。可美葦牙彦舅尊と号す。次に国底立尊。彦舅、此をば比古尼ひこちと云ふ。

一の四

一書に曰はく、天地初めて判るるときに、始めて俱に生づる神有す。國常立尊と号す。次に國狭槌尊。又曰はく、高天原に所生れます神の名を、天御中主尊と曰す。次に高皇產靈尊。次に神皇產靈尊。皇產靈、此をば美武須毗と云ふ。

## 【一の5】

一書に曰はく、天地未だ生らざる時に、譬へば海上に浮べる雲の根係る所無きが猶し。其の中に一物生れり。葦牙の初めて渥<sup>ひぢ</sup>の中<sup>おひい</sup>に生でたるが如し。便<sup>すなは</sup>ち人と化<sup>かみ</sup>為<sup>な</sup>る。国常立尊と号す。

## 【一の6】

一書に曰はく、天地初めて判るるときに、物有り。葦牙の若くして、空の中に生れり。此に因りて化る神を、天常立尊と号す。次に可美葦牙彦舅尊。又物有り。浮膏<sup>うかべるあぶら</sup>の若くして、空の中に生れり。此に因りて化る神を、国常立尊と号す。

## 【二の0】

次に神有す。渥土<sup>うひぢにのみこと</sup>尊渥土<sup>ま</sup>、此をば于毗尼<sup>うひぢ</sup>と云ふ。沙土<sup>すひぢねのみこと</sup>尊<sup>ま</sup>と曰す。次に神有す。大戸<sup>おほと</sup>之道<sup>のぢ</sup>尊<sup>一</sup>に云はく、大戸<sup>おほと</sup>之辺<sup>のべ</sup>といふ。大苦<sup>おほとまひ</sup>邊<sup>まへ</sup>尊。亦は大戸摩<sup>おほとまひ</sup>姫<sup>めい</sup>尊と曰す。亦は大富<sup>おほとまち</sup>道<sup>のみこと</sup>尊・大富<sup>おほとまち</sup>辺<sup>まへ</sup>尊と曰す。次に神有す。面足<sup>おもだるのみこと</sup>尊・惶<sup>かしこね</sup>根<sup>のみこと</sup>尊。亦は吾屋<sup>あや</sup>惶<sup>かしこね</sup>根<sup>のみこと</sup>尊と曰す。亦は忌<sup>いむかしき</sup>檼<sup>の</sup>城<sup>じ</sup>尊と曰す。亦は青檼<sup>あをかしき</sup>城<sup>じ</sup>根<sup>のみこと</sup>尊と曰す。亦は吾屋<sup>あや</sup>檼<sup>かしき</sup>城<sup>じ</sup>尊と曰す。次に神有す。伊奘諾<sup>いざなぎ</sup>尊・伊奘冉<sup>いざなみ</sup>尊。

## 【二の1】

一書に曰はく、此の二<sup>ふたはしら</sup>の神は、青檼城根尊の子なり。

## 【二の2】

一書に曰はく、國常立尊、天鏡<sup>あまのかがみのみこと</sup>尊<sup>を</sup>生む。天鏡<sup>あめようづのみこと</sup>尊、天万<sup>あめようづのみこと</sup>尊<sup>を</sup>生む。天万<sup>あめようづのみこと</sup>尊、沫蕩<sup>あわなぎのみこと</sup>尊<sup>を</sup>生む。沫蕩<sup>あわなぎのみこと</sup>尊、伊奘諾尊<sup>いた</sup>・伊奘冉尊<sup>いた</sup>を生む。沫蕩、此をば阿和那伎<sup>あわなぎ</sup>と云ふ。

## 【三の0】

凡て八<sup>すべ</sup>の神ます。乾坤<sup>あめつち</sup>の道<sup>のみこと</sup>、相參りて化る。所以に、此の男女<sup>をとこをみな</sup>を成す。國常立尊より、伊奘諾尊・伊奘冉尊に迄るまで、是を神世七代<sup>このゆゑ</sup>と謂ふ。

## 【三の1】

一書に曰はく、男女稠<sup>たぐ</sup>ひ生る神、先づ渥土<sup>うひぢ</sup>尊・沙土<sup>すひぢ</sup>尊有す。次に角櫛<sup>つのくひ</sup>尊・活櫛<sup>いくくひ</sup>尊有す。次に面足尊・惶根尊有す。次に伊奘諾尊・伊奘冉尊有す。櫛<sup>くし</sup>は櫛<sup>くし</sup>なり。